



発行：2010年7月

韓国IPG事務局 (JETRO ソウル・センター)

韓国IPG Information

韓国IPGの活動

目次

< 韓国IPGの活動 >

- 韓国特許庁ワークショップでの講演 1頁
- ワークショップ報告
YKK 朴・ジンウ氏 2頁
- ご利用ください! 2頁
- 韓国IPGリーダー交代 3頁

- 韓国ライセンスセミナー報告 4頁

< IPを知ろう。 >

- 韓国IPニュース 5頁
- 最近の判例 6頁
- 韓国報道 → 日本語訳
釜山で過去最大規模の違法音盤(約42万点)を摘発 7頁
- 「新・知財最前線は今」
(韓国の特許を最速で取るには?) 8頁



『知財権保護担当の司法警察公務員を対象とした能力強化ワークショップ』で、韓国IPGからリーダーが講演しました

韓国の警察など捜査官を対象に、知的財産保護の重要性を伝え、ニセ物商品の識別方法などを教授するワークショップが開催され、韓国IPGでは、日本企業を代表してリーダーの佐々木 慶弘氏 (SJC知的財産委員長/YKK韓国社) に参加を依頼し、日本企業の模倣品被害の実態などについて講演を行っていただきました。(ご講演の内容は、第2頁に掲載)

開催日：7月7日(水)～
7月9日(金)、3日間

会場：濟州市回泉洞
ハンファリゾート

参加者：警察庁所属知能犯罪・サイバー・外事捜査官約80人余り、海洋警察庁所属外事捜査官約20人、特許庁産業財産保護チーム特別司法警察発令予定者16人(計116名)



目的：知的財産権保護を担当する司法警察官(特許庁の特別司法警察権の発令者を含む)の業務遂行の際に必要な識別要領及び捜査技法に対する知識習得偽造商品取締り業務での組織間の有機的連携体系を確立し取締り効率性を向上させる。

韓国IPGへのメンバー登録

www.jetro-ipr.or.kr/admin/files/IPG_mem.pdf

韓国IPG事務局

日本貿易振興機構 (ジェトロ)
ソウル・センター知的財産チーム

電話 /02-3210-0195
e-mail/jetroiprseoul@gmail.com

榎本吉孝 (エノモトヨシタカ)
曹恩実 (ソウオンシム)
趙乾東 (チョウゴンドン)

事務局より

韓国IPGの立上げにご尽力いただいた佐々木社長に心より感謝します。第1回セミナーで、佐々木リーダーは「模倣品対策は消費者保護と毅然とした態度で臨む企業責任です。模倣品対策の黙認・放置は、犯罪の共犯者であり「幫助罪」になると思います。」と語られました。異動先の大連からも韓国の活動に強く暖かいメッセージを送って頂けるものと期待しつつ、新リーダーのもとでメンバー拡大と体制の充実を進め、初代リーダーの期待に応えたいと思います。

「韓国IPG・Information」に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

● 「知的財産保護担当の司法警察公務員を対象とした能力強化ワークショップ」で、日本企業の被害を訴える / YKK 朴・ジンウ氏

8月から施行される特許庁への“特別司法警察権”付与に関連して、『知的財産権保護担当の司法警察公務員を対象とした能力強化ワークショップ』が7月8日、濟州島で開催された。特許庁・警察庁の職員約60名が参加するなか、日系企業の代表として、S J C知的財産委員会の委員長（YKK韓国社(株)代表理事）の佐々木 慶弘氏が講演を行った。

韓国での日系企業製品の被害について、被害製品は電子機器、時計、化粧品、玩具類、食品に至るまで日常生活の全般に至っていると説明した。特に、模倣品の主な製造地である中国からは、地理的な理由もあって、膨大な数の模倣品が仁川・釜山港を経て韓国国内に搬入されている実態、こうした模倣品は韓国国内で流通するだけでなく欧米や日本に再輸出されている実態を説明し、韓国政府の徹底した取締りを求めた。

また、YKK製品を例に挙げ、YKKのジッパーは流通する商品の付属品に過ぎないが、このような小さな部品に対しても、米国・日本の当局は徹底した対応を行っていると話し、重ねて韓国行政機関での取締り強化を要請した。

税関での水際対策も含めた模倣品取締りについては、現場の行政機関職員だけの取締りでは業務の量、効果、また真偽判定の仕方や取扱いなどの難しさから、大変厳しい現状にあることを述べ、各企業から、調査した模倣品製造業者のブラックリストを税関など関係行政機関に提供し、そのリストに基づいて集中的に取り締まる方式を提案した。

佐々木氏は、韓国は技術と文化の大きな発展を成し遂げ、もはや知的財産権侵害国家から知的財産権保護国家に変わったと言い、韓国が自身の知的財産権の保護のために努力しているように、他人の知的財産権も同時に保護するように取り組むべきであると述べた。

そして、日系企業の知的財産権の保護グループである韓国 I P Gに関する組織説明と、今後も、特許庁・警察庁・韓国知識財産協会などと緊密な協調体系とホットラインの構築など、具体的な実行と努力が必要であることを力説し、知的財産の保護も含め、公正なルールに基づいて日韓が共に発展しようと語り、参加者も呼応した。



● ご利用ください！

✚ 無料法律相談 <産業財産権制度基盤整備事業(日本特許庁)>

模倣品・コピー品の被害、知財ライセンスや技術情報漏洩のトラブルなど、韓国における知的財産に関わる問題について、弁護士・弁理士など韓国の専門家が为您解答いたします。相談料は日本特許庁の支援事業により全額支出されます。

✚ 公開相談

商標や特許、著作権など知的財産に関する一般的な質問、素朴な疑問について、韓国 I P G 事務局までお寄せください。協力メンバー（法律・特許事務所）の専門家に、回答について協力を依頼します。メンバー間での知識・情報の共有を目的として、「韓国 I P G・Information」や韓国 I P G のホームページで <Q & A> の形式で公開させていただきます（相談者は匿名とします）。

✚ 模倣品に関する侵害調査費用の補助 <中小企業知的財産権保護対策事業(中小企業庁)>

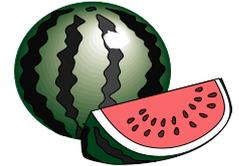
知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の情報を提供し、侵害調査費用総額の2/3（上限：300万円）を助成します。

● 韓国 I P G 佐々木リーダー、大変ご苦勞様でした。(リーダー交代)

韓国 I P G リーダー (S J C 知的財産委員長) を務めていただいた佐々木 慶弘氏 (YKK 韓国社) が韓国での任期を終え、新たな任地へ異動されました。韓国での在任中には、I P G 発足の先頭に立ち、多大なるご貢献を頂きました。韓国 I P G が順調に運営することができました。佐々木様には次の着任地での活躍をお祈りいたします。

佐々木 氏の後任として、同社の遠藤 重勝氏が S J C 知的財産委員長に選任され、韓国 I P G リーダーも勤めていただくこととなりました。

以下は、前・佐々木リーダーからの韓国 I P G への激励のお言葉です。



韓国 I P G のみなさまへ



先月末に中国大連社に着任いたしました。

在任中は、みなさまに大変お世話になり心より感謝申し上げます。

韓国 I P G を J E T R O さんと一緒に立ち上げたところで転勤となり大変心苦しいのですが、後任の遠藤重勝が S J C 知的財産委員会委員長を引継ぎ、韓国 I P G の活動を益々活発化させますので宜しく願いいたします。

私も、ここ中国で北京 I P G と上海 I P G に深くかかわり、こちらから韓国 I P G がより効率よく知的財産保護活動が展開できますように「日韓

中 I P G の連携」を視野に入れながら活動していく所存ですので何卒宜しく願いいたします。

また、年末になりそうですが今年中 (11 月以降開催予定) に、第 3 回の韓国 I P G セミナーを企画していますので皆様の積極的な参加も宜しく願いいたします。

着任してまだ 10 日ほどですが、韓国とはまた違い知的財産保護活動ネタは街中にごろごろしており中国では各社に知的財産保護担当社員を常駐させないと対応しきれない状況も良くわかりました。

今後とも知的財産活動を通して皆様と協力していく所存ですので今後とも宜しく願いいたします。

< 佐々木 慶弘・前韓国 I P G リーダー >

● 今後の活動

9月2～3日 (ソウル税関)、9～10日 (仁川空港税関)、16～17日 (光州本部税関)
 / **税関職員向け真贋判定研修**

税関で行われる「税関職員向け真贋判定研修」では、税関の取締り職員に対して、企業の担当者が自社商品の真贋判定方法を教授することにより、税関での模倣品の取締りの効率が向上することが期待できます。

韓国 I P G では、在韓日系企業や日本国内の企業が、自社製品について税関で真贋判定研修を行えるよう韓国政府 (T I P A : 貿易関連知識財産保護協会) に要請中です。9 月分については、上記日程で開催される予定となっており、日系企業の受け入れ (4 社程度) が決まりましたら、韓国 I P G より参加企業募集の御案内を致します。日本国内からの参加も可能で、9 月以降には 12 月にも開催される予定となっています。

< 経済産業省の補助事業 >

韓国ライセンスセミナー

韓国における知的財産ライセンスの実務を網羅した「韓国ライセンスマニュアル」が発刊され（2010年3月・ジェットロ発行：特許庁委託事業）、このマニュアルをもとに「韓国ライセンスセミナー」が東京（7月14日）、大阪（15日）で開催され、韓国でのライセンスの留意点などが解説されました。あわせて、ジェットロより韓国事情についての説明も行われました。

ジェットロ ソウル・センター（趙乾東 主任）

韓国GDPの75%を占める貿易関係だが、リーマンショック以後の今後の景気の行方は、輸出回復によるポジティブな意見が多かった。対内直接投資の実績も大幅な下落もなく良好であり、韓国政府も投資誘致に積極的である。また、日本製品の認識については、従来は産業材や高価な家電中心の消費パターンであったが、最近では、日本の大衆文化の開放、人的交流、所得水準の向上、健康志向などの理由でライフスタイルにまで拡大されている。



ご講演：韓洋特許法務法人・弁理士 金世元 先生

「韓国ライセンスマニュアル」（2010年3月発行）を、わかり易く要約・解説した内容の講演でした。最初に、韓国との技術移転の現況や、相手先の適合性判断の資料等から、ライセンス先の韓国企業がどのような傾向で日本企業にアプローチしているかについて、データを中心に説明されました。韓国でのライセンス先の発掘方法や接触の際の注意事項について説明された後、韓国政府の技術支援事業についても触れられました。ライセンス関連法規として、今年度に改正された「知識財産権の不当な行使に対する審査指針」の具体的な判断基準について、特に最近話題の特許プールや技術標準等に対処するために新たに追加された事項について重点的に触れ、ライセンス契約の際の留意点等が説明されました。

更に、韓国の技術流出規制法規については、日本企業への技術流出事例等を紹介しながら韓国の技術流出管理がどのように組織的に成されているか、その際に日本企業として注意しなければならない事項等について説明されました。



最後に、契約書作成における実務上のポイントとして、韓国企業文化の特徴をおもしろい例を交えながら、文化を理解した上での契約交渉の重要性や契約時のポイントを中心にまとめられ、参加者の関心を集めていました。全体として、現時点における韓国のライセンス関連法規や最新情報、ならびに契約書作成のポイント等が事例を中心に丁寧に説明され参加者から好評を得ていました。

※「韓国ライセンスマニュアル」御希望の方は事務局まで

韓国の企業文化





韓国IPニュース

● 韓国携帯、特許でアップルの障壁を破る

「検索の第一人者」グーグルと「スマートフォン新興強者」アップルのプライドをかけた戦いが特許権紛争に拡大した。グーグルは、韓国国内企業を通じてアップルが保有していない携帯関連特許を買い集めているとされており、携帯製造強国である韓国を舞台に、グーグルがアップルの 아이폰に對抗したアンドロイド連合を構築しようとしているものと思われる。

6月16日、グーグルは最近、アンドロイドOSを供給する三星電子とLG電子に対し、アップルが保有していない携帯関連特許を譲渡することを要請していたことが確認された。グーグルがアップルの弱点である関連技術の特許を集め、アップルへの対抗戦線の先頭に立つという意味であると思われ、アップルに大規模特許攻勢を予告した。

アップルが 아이폰に関して保有する特許は200個余りに達する。 아이폰の代表的な機能であるタッチを利用したロック解除機能やマルチタスキングシステムなど、スマートフォン駆動に必要な細部機能までさまざまな特許を保有している。このような特許障壁を破る主要特許を見つけることが、グーグル陣営の最大の課題である。（電子新聞 6月17日より）

● 11番街、偽物衣類の取締強化

6月23日、SKテレコムが運営するオンライン・ショッピングモール「11番街」と、韓国衣類産業協会は了解覚書(MOU)を締結し、オンライン上の知的財産権侵害防止と調査取締りなどの様々な保護活動を展開し、衣類ブランドに対する偽造商品を根絶するため、相互協力することで合意したと伝えた。

両者は今回の了解覚書の締結により、オンライン・ショッピングモールにおける偽造商品の取締りを有機的に実行し、韓国衣類産業協会の専門弁護士諮問団によるオープンマーケットでの販売者へも教育を通じて、知的財産権侵害防止のための予防活動を共同で進めることにした。（デジタルタイムズ 6月23日より）

● 三星電子、微細工程関連特許侵害で提訴される

三星電子が6月23日、微細工程に関する技術特許の侵害などにより、米国国際貿易委員会(ITC)に提訴された。米国のニューメキシコ大学は当日、三星電子と台湾最大の半導体業者であるTSMCがニューメキシコ大学で開発された技術の特許を侵害したとして両者をITCに提訴した。

米国で特許侵害に関する訴訟の提起先には地方裁判所とITCがあるが、主に賠償金額の算定に焦点を合わせている法廷とは異なり、ITCは輸入禁止処分を下すことができる上、比較的早く結論が出るため、訴訟の早期解決を望む企業や機関は主にITCに特許侵害訴訟を提起している。（電子新聞 6月24日より）

● デザイン出願は4次元に進化中

韓国特許庁は、1月に世界で初めて3Dデザイン出願システムを開通させたが、さらに、来年度開通を目標にフラッシュファイルなどを利用した動的デザインの出願・審査システムの開発を推進している。

動的デザインとは、物品の形状、模様または色彩が、物品が持つ機能によって変化するもので、物品の動く状態を表現できなければ全体デザインを十分に把握できない場合を意味し、例えば、物品のデザイン自体がダイナミックに変化する「動作する玩具、動くアイコン」などがある。（韓国特許庁HP 6月4日より）

● ネイバー、ダウムが「共有コンテンツ」の検索を間もなく導入！

NHNとダウムコミュニケーションは、ポータルネイバーとダウムにおいてCC(L)(Creative Commons License)検索を間もなく導入する予定である。CC(L)とは、コンテンツ製作者が、正当な目的で使用する全ての者に対して使用を許諾する認証である。非営利団体であるCCがこの認証を作った後、それを支持する多くのインターネットユーザーが自分の著作物にCC(L)を貼付する。

ネイバーとダウムに導入されるサービスでは、CC(L)コンテンツを検索し、コピーのみが可能なのか、コピーして自由に編集できるかなど、コンテンツの利用水準による検索も可能である。インターネットユーザーは、このサービスで見つけた写真、映像、音楽などを利用し、ホームページ、ブログ、ネットコミュニティなど、さまざまなサイバースペースを飾ることが可能となる。（電子新聞 6月29日より）

※ 詳細な記事、その他のニュースについては『韓国知的財産ニュース』をご覧ください。

URL: http://jetro-ipr.or.kr/newsLetter_list.asp

最近の判例

● 退職後の競業禁止の約定が、社会秩序に反する行為として無効と判断された事例 (大法院判決 / 事件番号：2009 ダ 82244)

【概要】 (営業秘密などの保護)

原告と被告は「被告が原告会社を退職後、2年以内には原告会社と競争関係にある会社に就職したり直接・間接の影響を及ぼしたりしてはならない」という内容が含まれた競業禁止約定期を締結したが、被告は原告会社を退職した直後、原告と競争関係にある中継貿易会社を設立・運営した。原告は、このような被告の行為に対して競業禁止約定期違反又は不正競争行為などの不法行為による損害賠償責任を請求した。

大法院は、本件の競業禁止約定期について、(1)技術上・経営上の情報など保護する価値のある使用者の利益、(2)勤労者の退職前地位、(3)競業制限の期間・地域及び対象職種、(4)勤労者に対する代価の提供有無、(5)勤労者の退職経緯、(6)公共の利益、及びその他の事情などを総合的に考慮した上で、競業禁止約定期が被告の上記のような営業行為まで禁止するものと解釈されるとすると、勤労者である被告の職業選択の自由と勤労権などを過度に制限するか自由な競争を過度に制限する場合に該当するため、本件の競業禁止約定期は、韓国民法第103条に定める、善良な風俗その他の社会秩序に反する行為として無効であると判示した。

勤労者と競業禁止約定期を締結しようとする使用者としては、競業禁止期間を合理的に限定し適切な代価をも支給して、保護する価値がある使用者の知識又は情報を予め特定しておく方法を考慮せざるを得ないであろう。ここで、「保護する価値のある使用者の利益」とは、「営業秘密」だけでなく、その程度に至らなかったとしても使用者だけが持っている知識又は情報としてこれを第三者に漏洩しないように勤労者と約定期したものであるとか、顧客関係や営業上の信用の維持もこれに該当する。

● インターネットオープンマーケット運営者にオープンマーケットで発生する商標権侵害行為を事前に一般的・包括的に防止すべき義務はないが、侵害行為を事後に個別的・具体的に防止すべき義務は認められると判断した事例 (ソウル高等法院 / 事件番号：2009 ラ 1941)

【概要】 (ネット上での模倣品流通の防止)

商標(「adidas」又は「아디다스」)の権利者である債権者は、「オープンマーケット」形態のショッピングモール運営者である債務者に対し、①ショッピングモールで流通される商品のうち偽造商品をリストアップして販売中断措置と販売者の登録アカウントの削除を要請し、さらに、②積極的に偽造商品に関する販売情報を検索・削除しアクセスを遮断して今後は偽造商品に関する販売情報が掲示されたり検索できたりしないようにできる技術的措置を続けるよう要請したが、債務者は、②については応じなかった。

ソウル高等法院は、偽造商品の販売などオープンマーケットで起きる商標権侵害行為に対して、オープンマーケットの運営者としてはこれを事前に一般的・包括的に防止すべき法律上・契約上・条理上の積極的な作為義務はないとした。一方で、商標権者から具体的・個別的な偽造商品の削除及び販売禁止措置を要求されたり、商標権者から直接的な要求を受けなかった場合であってもオープンマーケットで偽造商品が流通されていることを具体的に認識したり偽造商品が流通されることを認識できたことが外観上明らかな場合には、オープンマーケットの運営者は、技術的、経済的に可能な範囲内で販売者がこれ以上オープンマーケットで偽造商品を販売できないように措置を講ずる義務があるとした。大法院に上告中。

※ 詳細な内容、その他の判決については、判例データベース (http://jetro-ipr.or.kr/case_list.asp) をご覧ください。

釜山で過去最大規模の違法音盤（約 42 万点）を摘発

文化体育観光部と韓国著作権団体連合会著作権保護センターは5月27日（木）に釜山所在の違法音盤製作者を強制捜査し、過去最大の数量である420,567点を摘発したことを明らかにした。

今回の取締りは、韓国著作権団体連合会著作権保護センターと大邱地方検察庁西部支庁により合同取締り班を構成して実施した。現在、製作者と大型卸売業者2名を拘束起訴し、材料供給業者1名を在宅起訴した。

過去に比べて音盤市場の規模が急激に減少するという状況下で、このような大規模の違法音盤製作工場が見つかったのは異例の出来事である。また、昨年の著作権保護センターによるオフライン全体の取締り件数とほぼ同数の42万点以上の違法コピーを、一つの地域から摘発したという事例も非常に珍しいケースである。

（※著作権保護センターによる2009年のオフライン全体取締り実績：429,368点）

徐・フン韓国著作権団体連合会理事長は、違法コピーが市場に流通する前に大規模違法製作者を摘発することで、違法コピーを元から断つことができたという所に大きな意義があると話した。

著作権保護センターは1年前から違法露店を追跡し、高速道路のサービスエリアにある露店などに違法音盤を流通させた業者を摘発することに成功したと説明した。

摘発された製作者は、住宅街に3階建ての建物を改造した違法音盤製作工場を作り、CD Writer 機104台、オーディオ10台、包装機械16台、オーディオミキサー3台などの装置を用意し、最新曲を含む1万7,000曲余りを大規模に複製し、中間卸売業者を通じて全国に流通させていたことが分かった。調査の結果、製作者は過去4年間で違法音盤（CD）約110万枚を流通させ、約15億7,000万ウォンの不当利益を得ており、流通した違法音盤（CD）を正規品の値段に換算した場合、約110億ウォンの被害を音盤市場に与えたと推定される。

合同取締り班は摘発した違法コピーをすべて徴収・廃棄し、摘発された業者に対しては犯罪収益の全額を徴収する予定である。

文化体育観光部と韓国著作権団体連合会著作権保護センターは、今回の取締りを通じてオフライン上の違法コピー流通の実態を把握し、今後さらに積極的に対処して著作権保護の先進国になるための努力を惜しまないと話した。韓国は昨年に続き、今年も米国通商代表部（USTR）の知的財産権監視対象国から外れるという成果を上げ、今後も著作権保護活動に最善を尽くす方針であると話した。

（韓国著作権団体連合／2010.6.16）

＜該当業者の内部＞



＜違法複製機器＞



韓国特許を最速で取るには？

FILE No: 22

日韓特許審査ハイウェイ（PPH）は、その名の通り、韓国での特許審査の手続きをスピーディーに進める手段である。韓国特許庁によると、同庁での一般的な審査期間は平均 15.4 カ月（最初の通知までの期間。特許決定までは平均 22.2 カ月）であるのに対し、PPHを申請すれば、2.6 カ月（PPH申請からの期間。特許決定までは 5.3 カ月）と大幅に短縮する。スピードだけではない。特許として登録される割合も、全体平均が 58.2%であるのに対し、PPHを申請した案件では 87.0%に達する。そのためか、日本の大手企業を中心に、昨年度の PPH 申請は前年度比 2 倍の勢いで増加した。

経済のグローバル化に加え、特許戦略が経営政策上の重要な位置を占めるに至り、企業では、多くの国々で特許出願を展開する必要性が生じています。韓国市場に対する日本企業の出願戦略は、近年、模倣品対策の位置付けから、先端技術の競争対象国での競争力確保へと変化していると考えられます。

特許権を効率的に取得する手法の 1 つが PPH です。PPHとは、日本で審査を経て「特許可能である」との判断を得た発明について、韓国で優先的な審査を申請する手続きです。

韓国の特許審査は、世界で最も厳しいとされており、スピードも主要国の中では最速といえるため、韓国で慌てて審査請求をして望ましくない審査結果が出てしまうと、日本など他国の審査に影響が及びかねません。特許手続きの差異、言語的な面で意思疎通の的確さ、審査官との面談の便利さなどを考えても、日本企業は韓国よりも日本本国で先に特許を取得することが望ましく、日本で良い結果が得られ、日本の審査結果を尊重する日韓 PPH の仕組みを活用することにより、韓国で有利な立場で審査を受けることができるようになるのです。

世界最高水準の審査への対策

韓国特許庁は、データ上はほかの主要特許庁に比べて特許率が高いため（66.3%）審査がやさしいと思われがちですが、むしろ世界で最も審査が厳しいと感じます。「世界最高水準の高品質審査・審判サービスの提供」のスローガンの下で、審査官に博士号取得者を多く採用した結果、特許性の判断レベルが博士水準まで高くなったのではという声も聞かれるほどです。こうした厳しい審査のなかで企業側は、権利を矮小（わいしょう）化してでも特許を確保する傾向を示し、その結果、特許率が高くなっているにすぎないと思われまます。裁判所でも、権利の範囲を狭く解釈するケースがあります。

こうした傾向への対策として、重要な技術開発の成果については、1 件の特許出願に多くを盛り込まず、複数の出願に分けて特許権の取得を目指すことが望ましいと考え

ます。重要技術とその周辺に複数の特許権を布石して、競合社の技術的な迂回（うかい）による抜け道を、遮断しておく手法も必要です。

1 件の特許出願に複数の発明（請求項）を盛り込んだ場合の対応として、拒絶（特許不可）と判断された発明と、特許可能と判断された発明は、審査の過程で通知されますので、出願全体が拒絶決定されないように特許可能な一部だけを残し、特許取得の機会として活用します。悔しいのは、ごく一部の発明について拒絶の判断が覆らなかったために、特許性のある発明も回復できなくなることです。

拒絶の判断が示された発明が、出願した企業にとって重要で、判断を争う意向なら、出願を分割して別の出願手続きで対応することもできます。審査で拒絶の決定が出た後には不服の審判を請求できますが、上級審ほど障壁は高いと理解すべきです。審判請求の時も、救済手段として分割出願をしておくことを検討する必要があります。

“顧客感動”の特許庁経営

韓国の特許制度は、古くは日本の制度と類似していましたが、最近の韓国特許庁は、顧客の声に耳を傾けて、さまざまな制度改革を成し遂げています。昨年 7 月には「再審査請求制度」を導入し、審査の決定に対して出願人が安価で争える道を開きました。2007 年の制度改正では、出願書類のうち「特許請求の範囲」の作成が困難であるとの意見に配慮して、「特許請求の範囲」を後で追加提出できるようにしました。韓国特許庁は、各種アンケートを通じて顧客がどのような不満を持っているのか意見を集め、積極的に制度改正に反映させる姿勢で取り組んでいます。顧客満足を上回る「顧客感動」というスローガンによる取り組みは、韓国特許庁が韓国大手企業と業務協力契約を締結することにより、企業経営方法から学んでいるようです。

皆さまの企業でも、実務上において発明保護に不適切な制度に対しては関連機関に建議して果敢な改善を図る一方で、現行の制度や運用に合わせた特許戦略を構築すべきと考えます。絶え間なく変わる特許制度を常に注視しながら特許戦略も変わってゆくべきなのです。

< 今回の解説者 >

崔達龍国際特許法律事務所 崔達龍弁理士
1945 年生まれ。74 年漢陽大学電子工学科を卒業後、特許事務所に勤務。82 年弁理士試験に合格し、99 年に事務所開所。日本から韓国への出願のみを扱う。韓国知財関連法令の和訳をホームページ（www.choipat.com）に掲載。現在、大韓弁理士会の副会長

（監修：JETRO ソウル・センター 榎本吉孝）

<< The Daily NNA【韓国版】紙上で毎月第 2 水曜に連載 >>

